

○指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第六条第二項に規定する厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第四百十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第六条第二項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第六条第二項に規定する厚生労働大臣が定める者を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。</p> <p>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第六条第二項に規定する厚生労働大臣が定める者は、<u>看護師、准看護師、介護福祉士、医師、保健師、社会福祉士又は介護支援専門員（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第五項に規定する介護支援専門員をいう。）</u>とする。</p>	<p>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第六条第二項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第六条第二項に規定する厚生労働大臣が定める者を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。</p> <p>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第六条第二項に規定する厚生労働大臣が定める者は、<u>看護師、介護福祉士、医師、保健師又は社会福祉士</u>とする。</p>